

平成31年4月、改正土壤汚染対策法が施行されました。

①法第3条第1項ただし書の確認により調査が猶予されている土地^{※1}

②操業中又は廃止された有害物質使用特定施設^{※2}に係る工場又は事業場

①又は②の土地において、**900m²以上の形質変更を行う際に京都府又は京都市に事前の届出が必要となります！**

①及び②の要件への該当性に係わらず、土地の形質変更の面積が**3000m²以上**の場合には従来どおり事前届出の対象となります。

※1 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地で、引き続き工場・事業場の敷地として利用する等により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の知事の確認を受け一時的に調査義務が猶予されている土地。

※2 有害物質使用特定施設の廃止後、法第3条第1項に基づく調査結果の報告を行うまで、又は法第3条第1項ただし書の確認を受けるまでの期間に900m²以上の形質変更を行う場合届出が必要。

①の土地で900m²以上の形質変更をする場合

事前届出、土壤汚染状況調査の実施及び結果報告が必要です。(法第3条第7項、第8項)

- ・届出を行う者：土地の所有者等
- ・届出の期限：あらかじめ、届出が必要

《注意》

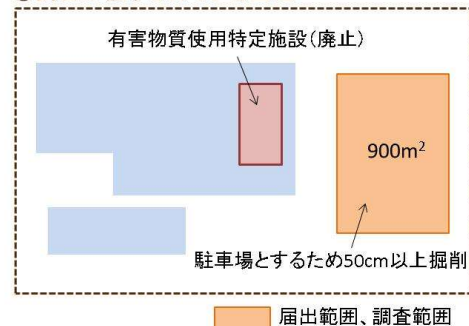
※届出の対象とならない行為(規則第21条の4)もあります。

届出の対象か否かの判断については、事前に御相談ください。

※届出後に調査命令が発出されることになりますので、調査命令発出に係る行政手続き及び調査に要する日数を勘案して余裕をもって届出してください。

(例)

①調査が猶予されている土地



②の土地で900m²以上の形質変更をする場合

事前届出が必要です。(法第4条第1項)

- ・届出を行う者：土地の形質の変更をしようとする者
- ・届出の期限：土地の形質の変更に着手する日の30日前まで

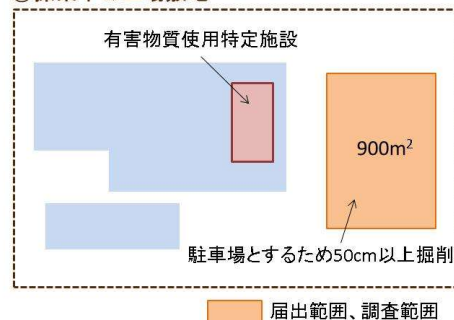
《注意》

※届出の対象とならない行為(規則第25条)もあります。届出の対象か否かの判断については、事前に御相談ください。

※届出された土地に土壤汚染のおそれがあると判断されたとき、土地所有者等に対し調査命令を発出することがあります。その場合は、土壤汚染状況調査を実施・報告していただくことになります。

(例)

②操業中の工場敷地

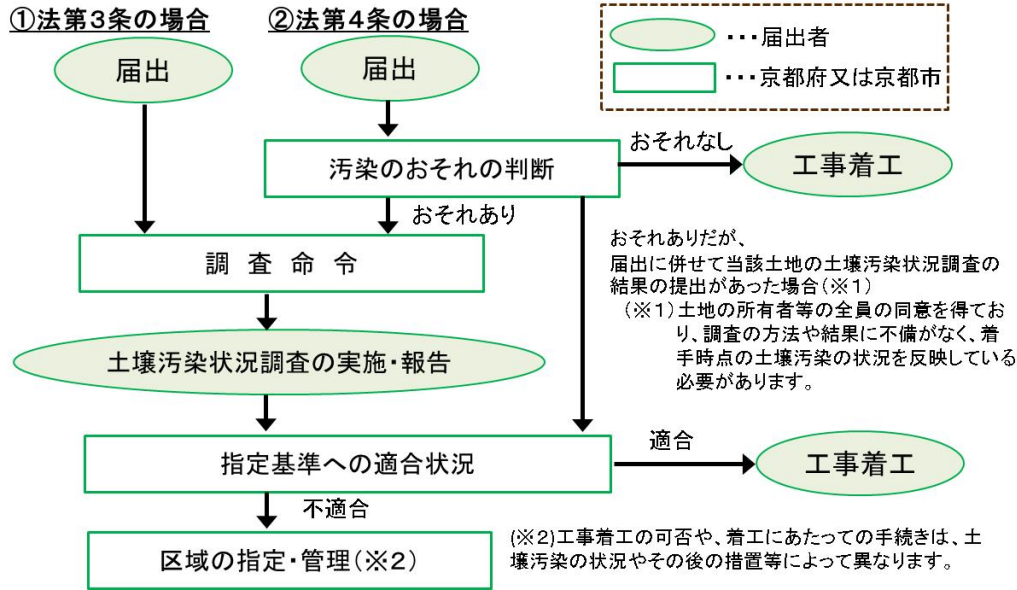


※①、②の要件への該当性に係わらず、3000m²以上の土地の形質変更をする際は、従来どおり法第4条第1項に基づく届出が必要です。

土地の形質変更を行う場合の届出後の流れについて

届出後の流れは以下のようになります。

調査やその結果が工事計画に影響を及ぼすこともありますので御留意ください。



◆届出をしない者、虚偽の届出をした者、又は命令に違反した者には、刑罰が科される場合があります。(土壤汚染対策法第65条第1号、第66条第1、2号)

【お問い合わせ・届出先】

形質変更を行う土地の所在地を管轄する保健所にお問い合わせ・届出ください。

保健所名(担当)	所在地	連絡先	管轄市町村
乙訓保健所 (環境衛生室 環境担当)	〒617-0006 向日市上植野町馬立8	TEL 075-933-1341 FAX 075-932-6910	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北保健所 (環境室 環境推進担当)	〒611-0021 宇治市宇治若森7の6	TEL 0774-21-2913 FAX 0774-21-2163	宇治市、城陽市、久御山町、八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町
山城南保健所 (環境衛生室 環境担当)	〒619-0214 木津川市木津上戸18の1	TEL 0774-72-4303 FAX 0774-72-8412	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
南丹保健所 (環境衛生室 環境担当)	〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21	TEL 0771-62-4755 FAX 0771-62-0451	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹西保健所 (環境衛生室 環境担当)	〒620-0055 福知山市篠尾新町1丁目91	TEL 0773-22-6383 FAX 0773-22-0429	福知山市
中丹東保健所 (環境衛生室 環境担当)	〒624-0906 舞鶴市字倉谷1350-23	TEL 0773-75-1156 FAX 0773-76-7897	舞鶴市、綾部市
丹後保健所 (環境衛生室 環境担当)	〒627-8570 京丹後市峰山町丹波855	TEL 0772-62-1361 FAX 0772-62-4342	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

※形質変更を行う土地が京都市に所在する場合

京都市環境政策局 環境企画部環境指導課	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所 分庁舎 地下1階	TEL 075-222-3955 FAX 075-213-0922
------------------------	--	--------------------------------------

土壤汚染対策法に関する情報は、京都府や京都市、環境省のホームページに掲載しています。

届出以外にも土壤汚染対策法に基づく各種の規制がありますので御留意ください。

※改正法に係る内容も順次掲載を予定しています。

京都府：<http://www.pref.kyoto.jp/suishitu/dojyou.html>

京都市：<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000088960.html>

環境省：<http://www.env.go.jp/water/dojo.html>